

平成30年7月23日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成30年3月14日付け29長対広第105号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集
  
- (4) 長岡京市公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の収集について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	2 9 - 4	答 申 日	平成 3 0 年 7 月 2 3 日
審 議 件 名	長岡京市公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の収集について		
審 議 日	平成 3 0 年 3 月 2 9 日		
内 容			
<p>公用車の安全運転の推進及び交通事故発生時における事故の責任の明確化を図るため、市が管理する公用車にドライブレコーダーの設置を予定している。</p> <p>運転中常時ドライブレコーダーで公用車外の映像、音声、及び走行情報を記録。記録した情報は、ドライブレコーダー本体に装置のSDカードに保存され、SDカードは常時ドライブレコーダー本体に装着し、車の施錠を行うことで管理する。また、情報の解析・保存作業については要綱に定める場合にのみ、要綱に定める作業場所・方法で行い、ドライブレコーダーの操作も要綱に定める職員で行うこととしている。</p> <p>公用車のドライブレコーダーによる個人情報の収集について、公用車の外の映像、音声、及び走行情報を収集するにあたり、個人情報保護条例第7条、第8及び第9条に基づき諮問されたものである。</p> <p>長岡京市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用は、要綱案の第9条で「データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない」と盛り込まれているが、本審議会は、(2)法令に基づく請求（裁判所が発行する令状に基づく場合、捜査機関からの【刑事訴訟&lt;昭和23年法律第131号&gt;第197条第2項】、弁護士会からの照会【弁護士法&lt;昭和24年法律第250号&gt;第23条の2第2項】などをいう）があった場合を盛り込むことを求める。その上で、要綱案の8条2項の研修目的に使うことは加工することが前提で、そのまま使うわけにはいかないため、加工にあたっては、不必要な情報については、画像だけではなく、音声情報及び走行情報も入る可能性を考慮し、不必要な情報はばかす必要があることも盛り込む。また、職員研修により職員が知り得た情報は、秘密保持義務が課せられ、万一漏らして懲戒処分となつてはいけないため、万全なセキュリティ対策を講ずることを条件に、導入には問題ないとの結論に達した。</p>			